

事業報告書			
医療法人整理番号		00975	
報告期間		令和7年7月1日	
目		全	
令和8年6月30日			
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人社団山本内科医院	
	分類①	社団（出資持分あり）	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	兵庫県	
	都道府県	兵庫県	
	市区町村	たつの市	
	町名・番地	龍野町本町58	
	建物名		
		従たる事務所の記載はこちら	
(3)	設立認可年月日	平成10年3月24日	
(4)	設立登記年月日	平成10年4月1日	
(5)	理事長の氏名	山本	
	姓	裕之	
	名	4	
	役員及び評議員の人数	記載はこちら	
	役員及び評議員		
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9)	その他	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の増設又は廃止等を記載する。（任意）	

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書													
2-(1) 本県興務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の興務)													
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数		一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
診療所	山本内科医院		2813600828	兵庫県たつの市龍野町本町58番地									

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の順に記載する。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載する。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の順は、入所定員及び通所定員を記載する。

事業報告書					
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員 通所定員

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年8月24日	令和6年度決算の確定
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関若しくは購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人は記載し、診療所のみの開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債									
発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	償還期限	医療機関債を引き受けた医療法人名			
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日							
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。									

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
(注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない	

2-(9) その他	
日付	記載事項
	(注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療料の贈与又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人社団山本内科医院
所在地 兵庫県たつの市龍野町本町58番地

※医療法人整理番号 00975

貸借対照表
令和8年6月30日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	24,233	I 流動負債	11,456
II 固定資産	78,989	II 固定負債	61,274
1 有形固定資産	34,378	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	438	負債合計	72,730
3 その他の資産	44,173	純資産の部	
(うち固有医療機関債)		科目	金額
		I 出資金	17,000
		II 積立金	13,492
		(うち代償基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	30,492
資産合計	103,222	負債・純資産合計	103,222

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代償基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団山本内科 医院
所在地 兵庫県たつの市豊野町本町 58番地

医療法人整理番号 00975

損 益 計 算 書
目 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			88,550
2 事業費用			105,576
	本来業務事業損失		17,026
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
	附帯業務事業利益		0
	事業損失		17,026
II 事業外収益			4,358
III 事業外費用			332
	経常損失		13,000
IV 特別利益			2
V 特別損失			816
	税引前当期純損失		13,814
	法人税等		185
	当期純損失		13,999

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人社団 山本内科医院
所在地 兵庫県たつの市龍野町本町58番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8年 6月30日現在)

1. 資	産	額	103,222 千円
2. 負	債	額	72,730 千円
3. 純	資 産	額	30,492 千円

(内 訳) (単位

区 分	金 額
A 流 動 資 産	
B 固 定 資 産	
C 資 産 合 計 (A+B)	
D 負 債 合 計	
E 純 資 産 (C-D)	

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地 (口法人所有 ■賃借 口部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (口法人所有 ■賃借 口部分的に法人所有(部分的に賃借))

--

(：千円)

24,233
78,989
103,222
72,730
30,492

--

法人名 医療法人社団 山本内科医院
所在地 兵庫県たつの市龍野町本町58番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	山本 裕之	医師	当社団理 事長・不 動産賃借	賃借料支 払	6,600	前払費用	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 関係事業者ごとに記載すること。
2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
近親者である場合には続柄を記載する。
3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて
取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監事監査報告書

医療法人社団 山本内科医院

理事長 山本 裕之 殿

私は、医療法人社団 山本内科医院の令和 7 年度会計年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年8月15日

医療法人社団 山本内科医院

監事 北川 拓